平成２３年（フ）第２５号
岡山県倉敷市玉島乙島1733番地
債務者　山田　和憲
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋２丁目10番13―Ａ102号
債務者　大森　　翔
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋２丁目10番13―Ａ102号
債務者　大森　麻莉
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２０６８号
埼玉県蕨市塚越３丁目30番１号　Ｋ・Ｆヴィレッジ103号、旧住所埼玉県蕨市塚越５丁目14番２号　クレイドルⅠ―204号
債務者　阿部　明久
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
埼玉県春日部市備後東３丁目20番１号　スターブルマンション春日部102、前住所埼玉県春日部市中央１丁目56番地８　グレイスハイム藤田50Ａ
債務者　滝口　利彦
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
熊本県水俣市袋2662番地２西ノ浦団地２番302号
債務者　前田　真理
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１６号
熊本県水俣市古城３丁目１番13号
債務者　松本　里美
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３４６号
東京都立川市富士見町６丁目51番506号
債務者　加藤田鶴子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５号
岡山市中区浜１丁目５―17　メゾン旭川Ａ202、住民票上の住所岡山県勝田郡奈義町成松77番地
債務者　須一　　修
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７４号
秋田県能代市二ツ井町字下野家後35番地
破産者　株式会社細田商会
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第８９７号
兵庫県芦屋市東山町４番13号
破産者　レフト・アローン株式会社
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５４号
兵庫県西宮市上大市５丁目15番12号
破産者　株式会社ダイキヨー建設
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６号
京都府福知山市土師新町４丁目６番地
破産者　有限会社エイワ
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７５号
秋田県山本郡藤里町大沢字楢木坂17番地
破産者　細田　　守
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第９８号
秋田県湯沢市二井田字拾上19番地１
破産者　大山　哲郎
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市向草間町字向西133番地
破産者　彦坂　泰弘
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８９８号
兵庫県西宮市樋之池町23番３―110号、前住所兵庫県芦屋市翠ヶ丘町13番２号
破産者　潘　　式材
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係